

今後の公衆浴場に関する研究会設置要綱

（目的）

第1条 公衆浴場を取り巻く環境や役割が変化する中、現状を分析し、今後の公衆浴場の役割や行政の関わりなどを検討するにあたり、専門的見地からの意見を幅広く聴取することを目的に、今後の公衆浴場に関する研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 研究会は、公衆浴場がこれまで地域で果たしてきた役割、今後期待される役割のほか、行政の関わり、具体的な取組事例の紹介等について意見を述べるものとする。

（組織）

第3条 研究会は、学識経験者、経営専門家などの委員5名をもって構成する。

2 研究会の委員の任期は1年とし、委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第4条 研究会は、大阪府健康医療部長が招集し、開催する。

2 研究会の進行は、座長を定めて行うことが出来る。

3 大阪府健康医療部長は、必要に応じて委員以外の関係者を研究会に出席させ、意見を求めることが出来る。

（謝礼及び費用弁償）

第5条 研究会の委員及び前条第3項に規定する者（以下「委員等」という。）への謝礼金の歳出科目は報償費とする

2 前項の謝礼金は、日額8,300円とし、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員等のうち府及び他の行政機関に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

4 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の額相当額とする。

5 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

（庶務）

第6条 研究会の庶務は、大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営について必要な事項は、大阪府が定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月31日から施行する。